

せいかつ ほ ご そうだん かた 生活保護の相談にいらした方へ

◆ 生活保護とは

だれ びょうき しごと うしな た しゅうにゅう
誰でも、病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろなことで収入が
すく
少なくなったり、どんなに努力しても生活が苦しいときがあります。

かてい せたい せいかつ えんじょ じりつ じょちよう もくてき
そんなとき、あなたのご家庭(世帯)の生活を援助し、自立の助長を目的とす
るのが生活保護の制度です。

にほんこくけんぽう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
日本国憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
ゆう さいだ だれ せいかつ こま りゆう なん
を有する」と定めており、誰でも、生活に困ったときは、その理由が何であろう
と生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができる
のです。

せいかつ ほ ご こま ほんにん しんせい かいし
生活保護は、困っているご本人などからの申請で開始します。

せいかつ ほ ご げんそく せいかつ せたい たんい てきよう
生活保護は原則として、生活をともししている世帯を単位として適用します。

せたい しゅうにゅう くに さだ せいかつ ひ きじゆん さいていせいかつ ひ くら
世帯のすべての収入と、国が定めた「生活費の基準(最低生活費)」とを比べ、
ほ ご ひつよう き
保護が必要かどうかが決まります。

がいこくじん かた えいじゆうしゃ ていじゆうしゃ せいかつ ほ ご ほう ほ ご たいしやうがい
なお、外国人の方(永住者や定住者)は生活保護法による保護の対象外とな
りますが、くに そち せいかつ ほ ご ほう ひつよう ほ ご おこな ばあい
ありますが、国の措置により、生活保護法にならい必要な保護が行われる場合が
あります。

ちゅうい ぼうりよくだんいん ほ ご しんせい げんそく きやつか
【注意】暴力団員からの保護の申請は、原則として却下します。

◆ 生活保護の種類としくみ

生活保護には、次のような種類の扶助があります。「生活費の基準(最低生活費)」は、あなたのご家庭の生活に必要な扶助を組み合わせたものです。

生活扶助	食費や衣類、光熱水費などの日常のくらしの費用
住宅扶助	家賃、地代、借家の場合の更新手数料、火災保険料、保証料などの費用(一定の限度があります。)
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
介護扶助	介護保険などの給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用など
医療扶助	病院にかかるのに必要な費用(医療費、交通費など)、メガネなどの費用
出産扶助	出産の費用
生業扶助	就労に必要な技能を修得するための費用、高校などの就学に必要な費用
葬祭扶助	葬式を執り行うための費用



上記のほか、福祉事務所の指導で引っ越しするなどの特別な出費(支払い)が発生した場合には、毎月のあなたのご家庭の収入と保護費では、まかなえないときがあります。特別な場合の出費は、必要に応じて別に支給することもあります。

◆ 最低生活費と収入との比較

1 最低生活費とは

国が定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といいます。

最低生活費は、世帯の人数や年齢、入院・入所などの生活状況に応じ、必要とされる各種扶助により計算されます。そのため、世帯の状況が変わると、最低生活費も変わります。



しゅうにゅう

2 収入とは

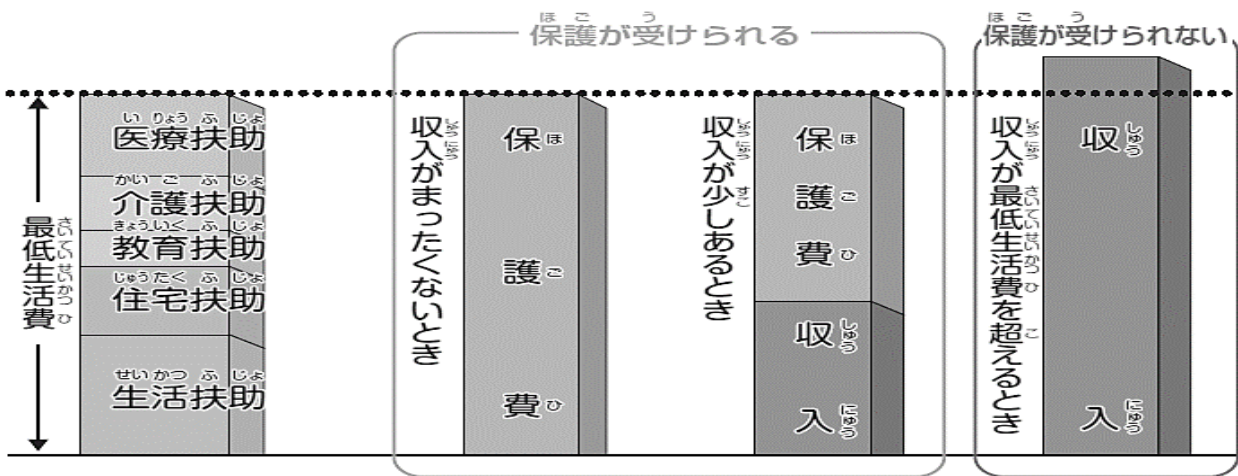
しゅうにゅう きゅうよ しょうよ たいしょくきん ねんきん てあて しおく ほけんきん ばいしょう
収入とは、給与・賞与(ボーナス)、退職金、年金、手当、仕送り、保険金、賠償
きん かりいれきん ぶつぴん ばいきゃくきん せたい はい
金、借入金、物品の売却金など世帯に入ったすべてのものをいいます。

はたら しゅうにゅう こうつうひ しゃかいほけんりょう けいひ
なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一
ていがく さ ひ とくべつ と あつか
定額を差し引く特別な取り扱いがあります。

さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく

3 最低生活費と収入との比較

さいていせいかつひ た ぶぶん ほごひ
※最低生活費に足りない部分が保護費として
しきゅう
支給されます。



◆ 生活保護を受けるうえで守っていただくこと

- 1 働ける人は働いて、その収入を生活費にあててください。
- 2 利用していない土地・家屋、広すぎる土地・家屋などの資産は売却するなどして、得た収入を生活費にあててください。また、居住用の不動産を所有している高齢者の世帯で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付利用が可能な場合は、生活保護に優先して利用していただくこととなります。
- 3 預金・貯金・貯蓄型の生命保険などがあれば、生活費にあててください。
- 4 年金・手当など、利用できる制度はすべて利用してください。

以下は保護に優先して行われます。

● 親・子・兄弟姉妹・前夫(子の父)・前妻(子の母)などから援助を受けられるときは、援助してもらってください。

※生活保護決定のために、銀行、生命保険会社、資産や扶養義務者などの調査を行いますので、ご協力ください。

※扶養義務者からの扶養や支援の有無にかかわらず、生活保護を受けることができます。DV(家庭内暴力)や虐待などの特別な事情があると認められる場合は照会を控えることもあります。

◆ 資力がありながら保護を受けたときは保護費を返還していただきます

事故や急病のため、すぐに保護が必要なときには、資産(土地・家屋、年金、生命保険の解約金など)などがあっても、保護を適用することがあります。

このようなときには、支給した保護費から必要経費などを除いた額を後から返していただくこととなります。

◆ 福祉事務所のご案内

青葉福祉事務所保護第一課・第二課 青葉区上杉1-5-1 022-225-7211(代)	若林福祉事務所保護課 若林区保春院前丁3-1 022-282-1111(代)
青葉福祉事務所宮城管理課 青葉区下愛子字観音堂5 022-392-2111(代)	太白福祉事務所保護第一課・第二課 太白区长町南3-1-15 022-247-1111(代)
宮城野福祉事務所保護課 宮城野区五輪2-12-35 022-291-2111(代)	泉福祉事務所保護課 泉区泉中央2-1-1 022-372-3111(代)